

政務活動費 活動実績報告書

件 名	令和 5 年度浄化槽シンポジウム福岡 ～汚水処理施設整備の 10 年概成に待ったなし～
使 途	1 調査研究費 2 研修費 5 要請・陳情活動費
金 額	2, 200 円
期 日	令和 5 年 1 1 月 2 日 (木) ～令和 5 年 1 1 月 2 日 (木)
場 所	パピヨン 2 4 ガスホール (福岡市博多区)
目 的	生活排水処理の現状や、生活排水処理計画に関する有益な情報を収集し、八女市の実情にあった生活排水処理政策決定の一助とするため
参加者	田中 栄一
概 要	詳細は別紙のとおり 講演 1 「汚水処理施設の概成に向けた浄化槽整備の取組促進について」 講師：環境省 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室長 沼田正樹氏 講演 2 「浄化槽整備促進 3 つのコツ」 講師：M・R・I リサーチアソシエイツ (株) 三堀 純氏
所 感	<p>コロナ禍により 2020 年 2 月以来 3 年ぶりに開催されたが、自治体職員並びに市町村議会議員の参加が少なく、生活環境に直結する汚水処理への関心の低さに困惑した。</p> <p>汚水処理施設の概成に向けた浄化槽整備の取組については、令和 8 年までに汚水処理の普及率を 95% 目標に定め、環境省においては推進のための施策を実施している。八女市においては、下水道、農業集落排水、合併浄化槽によって汚水処理を行っているが、まだまだ単独浄化槽や汲取り式なども数多く残っていると思われる。単独浄化槽や汲取り式の合併浄化槽への転換とあわせ、法定検査などの点検率の向上を図り浄化槽の長寿命化を図るとともに、更新すべき浄化槽については今後の課題として捉え早期の対策を打ち出していかなければならないと感じた。</p>

【開会あいさつ】(共催者を代表して福岡県と県浄化槽推進協議会より)

鐘ヶ江弥生福岡県環境部長あいさつ概要



- ・現在の県内の汚水処理状況は94.8%であり、汲取り又は単独浄化槽の下水道、集落排水、合併処理浄化槽等への転換が急務である。令和8年度を目標とした「各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること(汚水処理人口概成目標95%)」の達成のためには今後の推進普及が課題である。
- ・県ではR7年度までに95%処理を目標にしている。

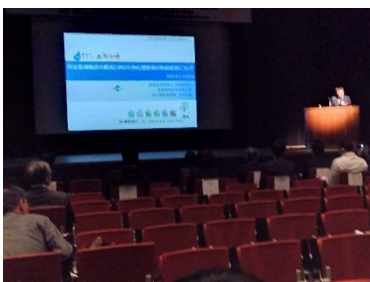
県浄化槽推進協議会会長 村上卓也田川市長(公務のため代理)

- ・メッセージ代読

研修内容

【講演1】「汚水処理施設の概成に向けた浄化槽整備の取組促進について」14:15~15:20

講師：環境省 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室長 沼田正樹氏



1 浄化槽の現状

◆都市規模別の汚水処理施設の普及状況

- ・令和4年度末の汚水処理人口普及率は、全国平均で92.9%であり、人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い。未普及率解消に向け、浄化槽が求められる役割は大きい。

◆汚水処理施設の概成に向けて

- ・国は、都道府県構想に基づき令和8年度を目標に「各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること=概成」とし、汚水処理人口普及率95%を目指している。
- ・概成目標達成のために、都道府県策定構想マニュアルに基づき、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定および整備の促進が求められる。
- ・現在の進捗は、多くの市町村で概成目標の達成に不十分であり、市町村でのアクションプランを見直し更なる進捗を図る必要がある。

◆整備区域の見直し例

- ・人口減少等社会情勢の変化を踏まえた見直しを実施され、集合処理計画区域を浄化槽区域に見直し。(山口県宇部市、徳島県徳島市、小松島市等)
- ・早期概成の観点から、集合処理の整備に10年以上要する地域を浄化槽区域に見直すこと。(愛媛県松山市)

◆汚水処理未普及人口の内訳(令和4年度末)

- ・福岡県の未普及人口は凡そ30万人で、そのうちの大半を汲取り式が占める。

◆浄化槽整備区域内の未普及人口の内訳(令和4年度末)

- ・福岡県の浄化槽整備区域内の未普及人口は約17万人程度で、そのうち大半は汲取り式である。

◆浄化槽設置基数の推移（～令和3年度末）

- ・令和元年度調査では初めて合併処理浄化槽の基数が単独処理浄化槽の基数を上回り、令和4年度調査においても引き続き単独処理浄化槽の基数が大きく減少した。
- ・残存する約357万基の単独処理浄化槽は老朽化が懸念され、災害にも強い合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のためにも重要である。

◆都道府県別単独処理浄化槽設置基数（令和3年度末）

- ・令和3年度末の福岡県の単独処理浄化槽基数は凡そ4万基である。

◆法定検査受検率の推移

- ・11条検査の受検率向上が課題である。
7条検査：94.9% 11条検査：47.1%（うち合併処理浄化槽64.9%）

◆都道府県ごとの11条検査受検率の状況（令和3年度末）

- ・福岡県は70%超ではあり全国平均47.1%より高くなっている。

◆法定検査受検率向上に向けた取り組み（静岡県事例）

- ・受検率が30%程度の静岡県では、県の台帳データを活用した浄化槽設置情報の収集とDM発送、法定検査の周知強化事業等を実施。
- ・7条検査申込時に11条検査の契約を交わす継続受検の取組を実施。
- ・結果、H24→R2で年平均2.5ポイントの上昇（合併処理浄化槽は年平均4.6ポイント上昇）した。

2 最近の浄化槽行政の方向性

◆単独処理浄化槽の転換の推進

- ・単独処理浄化槽は公共用水域の汚濁の主要な原因になるとともに、水路の悪臭等で周辺の生活環境にも影響を与える。
- ・老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性がある単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への早期転換が必要である。

◆特定既存単独処理浄化槽への対応

- ・そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じる恐れのある状態にあると認められる単独処理浄化槽（特定既存単独処理浄化槽）について、都道府県知事は管理者に対して、必要な措置を取るよう助言又は指導の措置を行う。
- ・特定既存の適用事例は4県・1保健所設置市にとどまる。鹿児島県では助言指導を行った特定既存の約50%が転換・修繕するなどの一定の効果が見られた。
- ・環境省では指針を活用しながら、法定検査の奨励と併せ積極的な取組をお願いしている。

◆公共浄化槽及び民間活用の普及促進

- ・市町村が浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を浄化槽処理促進区域に指定し、当該区域において市町村が主体となって面的な浄化槽の整備を実施する。
- ・市町村が自ら浄化槽の維持管理を実施する。

「公共浄化槽の特徴」

- ① 市町村が主体となることで計画的な浄化槽整備を促進できる。
- ② 確実な維持管理による放流水質の向上ができる。
- ③ 設置や維持管理に関する住民負担の軽減ができる。

④ P F I 等の民間活用が有効である。(P F I 事業の実績:31 市町村)
「民間活用のメリット」

- ① 市町村における事務負担の軽減
- ② 事業に要するコスト縮減
- ③ 地元業者を中心とした地域経済への波及効果

◆公共浄化槽等整備推進事業の対象となる P F I 方式の追加

- ・循環交付金では、PFI 事業として市町村が浄化槽を所有する事業方式 (BTO 方式) のみ対象としていたが、改正浄化槽法 (令和 2 年 4 月施行) では個人が市町村に寄託等を行うことにより、浄化槽の所有を市町村に移さず市町村が公共浄化槽として管理がすることが可能となった。
- ・これにより民間事業者が浄化槽を所有しつつ、市町村との契約により浄化槽の設置及び管理を行う B00 方式も PFI 事業として実施が可能となった。
- ・PFI 事業方式については、BTO 方式に加え B00 方式、BOT 方式が追加され、マニュアルも令和 4 年度に策定した。

◆ P F I 事業の実施による効果

- ・整備目標基数が数百基～数千基のケースが多く、スケールメリットによる費用低減が図られるとともに、民間ノウハウによって事業費の抑制につながっている。VFM は平均 30 % 程度となっており、PFI 事業の普及拡大による浄化槽整備事業のコスト削減効果が見込まれる。

◆浄化槽システムの脱炭素化

- ・脱炭素社会の実現に向け、高効率プロワ等への改修や先進的省エネ型浄化槽への交換を進めていく。
- ・一層の省エネ対策の促進や再生エネルギーの導入推進に向けた予算を計上している。
- ・実績では地方自治体の実績が約 1 割程度と低い。脱炭素化対策の推進及び省エネ対策や再生エネルギー導入によるランニングコスト削減のため、地方自治体が所有する中大型浄化槽に積極的に活用されるよう周知広報を実施している。

◆浄化槽における強靱化対策の推進

- ・水害が頻発・甚大化していることにより、水害対策を盛り込んだマニュアルを令和 3 年 4 月に作成。
- ・災害時の浄化槽の緊急対応を明確にして、被害地域の汚水処理システムの迅速な復旧を図る。

◆災害時の対応に向けた体制の整備

- ・災害対応の迅速化を図るため「予防」「応急対策」「復旧・復興」の各段階において連携して対応するため、マニュアルにおいて主体ごとの対策を明確化。
- ・発生時の混乱回避のため、被災浄化槽の情報を集約化し、地方公共団体と関連業者との連絡調整を図る組織として指定検査機関及び浄化槽業界団体を想定。
- ・地方公共団体と関係団体・事業者間で、災害時における浄化槽汚泥の収集、運搬、処理に関する協定を締結することを推奨。

◆浄化槽台帳システムの整備・活用の促進

《浄化槽台帳システムとは》

行政において、浄化槽管理者からの届出による情報、指定検査機関からの報告、関係事業者（保守点検・清掃）からの情報を管理しデータ化したデータベースと、それを管理するシステムで構成されたもの

- ・過去の蓄積情報（設置・維持管理等）が紙ベースや複数の電子ファイルに分かれて保存されている。
- ・データの更新が不十分で正確に把握できておらず、無届浄化槽、廃止浄化槽等が十分に把握できていない。
- ・関係者からの情報の受け渡し、共有が効率的に行われていない。

◆地方自治体の浄化槽台帳整備事例（埼玉県）

- ・浄化槽台帳への維持管理情報入力体制の整備を構築（報告くん、ツナグくんシステム）

【報告くん】

>事業者は、浄化槽に関する情報を電子データ化し、県・市町村に定期的に報告

【ツナグくん】

>「業者名」「業者独自の浄化槽番号」「位置情報」が一致しているかを自動突合

◆協議会について

- ・改正浄化槽法により、自治体は行政や浄化槽関係者等を構成員とした協議会を設置することができるよう制度化された。

◆適切な維持管理の実施に向けた取組について

- ・改正浄化槽法で台帳整備を義務付けられた。

◆適切な維持管理の実施に向けた今後の取組について

- ・清掃・保守点検の実施率についての全国的な調査の実施
6月：都道府県あてに調査発出 10月取りまとめ＝実態を明らかにし意識向上と指導徹底
- ・維持管理の徹底に向けた通知の発出
- ・通知の徹底と調査結果のフォローアップを図り、先行事例等の横展開を図る。

◆浄化槽法に基づく維持管理の徹底に係る通知概要

- ・令和5年5月25日付環境省環境再生・資源循環局長通知
通知の趣旨
 - ・保守点検・清掃の実施状況が十分把握されておらず実施率が低い状況がみられる。
 - ・このため浄化槽台帳を整備するとともに台帳情報を積極的に活用して指導を強化することが急務

3 浄化槽設備に係る予算制度

◆循環型社会形成交付金

- ・浄化槽設置費用（本体及び工事費（宅内配管工事費含む））及び単独浄化槽撤去費を国庫助成

◆二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

- ・既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
- ・既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
- ・中大型合併処理浄化槽への再エネ設備（太陽光発電設備、蓄電池等の導入）

◆循環型社会形成交付金によるきめ細やかな支援

<市町村における取組>

<交付金による支援対象>

浄化槽台帳システムの整備	既設浄化槽の悉皆調査、紙媒体等の電子化、浄化槽システムの改修等
協議会等を活用した単独転換促進 及び維持管理向上	・一括契約等に必要な情報集約、システム構築等 ・単独転換や維持管理向上に資する講習会等の実施
特定既存単独処理浄化槽の措置に係る 指導等の実施	特定既存単独処理浄化槽の個別状況を把握・確認し、的確な指導・勧告 を行うための調査・検討等
単独処理浄化槽・汲取り槽から 合併処理浄化槽への転換	・合併処理浄化槽の設置、転換に伴う宅内配管工事 ・単独処理浄化槽、汲取り槽の撤去
汚水処理概成に向けた 単独転換促進・整備加速化	・事業計画額の6割以上単独・汲取り転換（交付率1/2） ・汚水処理概成に向けた浄化槽整備加速化（交付率1/2）
浄化槽の維持管理向上	・公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理費（50%支援） ・浄化槽長寿命化計画に基づく改築、修繕等

◆ 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

<背景・目的>

- ・改正浄化槽法の成立により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を講じてきたが残基数が多く、より強力な施策が求められている。
- ・単独転換促進の指導を行う自治体の所有する単独処理浄化槽が約3.9万基残存しており、早急な対策が必要である。
- ・防災拠点となる公的施設の単独転換は、国土強靱化の観点から必要性が高い。

<事業概要>

- ・市町村の所有施設や防災計画に定める拠点施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽に転換する費用の助成を行う。
- ・事業対象：地方公共団体（市町村設置型）
- ・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は個人設置型も助成

4 浄化槽整備推進関係予算（令和5年度当初予算の概要）

(1) 浄化槽整備推進のための国庫助成（循環型社会形成推進交付金）

- ・市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援（86億円）

◆ (2) 浄化槽整備推進のための国庫助成（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）

- ・浄化槽システムの脱炭素化推進事業（18億円）
- ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備導入推進事業（20億円）

◆ 浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や公共浄化槽の整備促進・管理向上等を支援（86億円）
- ・個人設置型の管理費にも拡大要求

◆ 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）の助成メニュー追加

- ・浄化槽整備の加速化事業に対する国庫助成率の引き上げ（1/3→1/2）
- ・公共浄化槽の少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業の追加（交付率1/3）

◆ 浄化槽の整備（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）

- ・脱炭素化に向けてエネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ浄化槽や再エネ設備の導入を支援（18億円）

◆地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

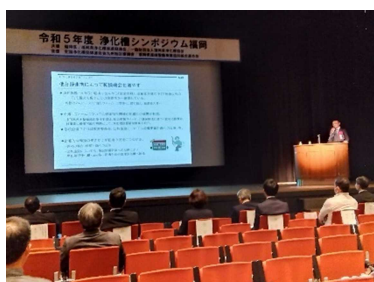
- ・災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生エネルギー設備等の導入を支援（20億円）

《中長期を含めた、浄化槽の目指す方向》

- 令和8年度の汚水処理施設未普及解消に向けた取組は急務であり、単独処理浄化槽の転換・くみとり便槽の転換の更なる推進に向けて、予算と制度を組み合わせ対応していく。
- 浄化槽の信頼性向上のため、維持管理の着実な実施を図るため、保守点検・清掃の実施率調査を開始。改善のため地域ごとの行政と事業者の連携が必須である。
- 概成後を見据えながら、持続可能な浄化槽システムの構築が必要であり、人口減少（浄化槽ユーザーおよびシステムを支える労働力の減少）を前提に、脱炭素化、デジタル技術の活用、国土強靱化等の課題に取り組む必要がある。

【講演2】「浄化槽整備促進3つのコツ」15:30~16:30

講師：M・R・Iリサーチアソシエイツ（株） 三堀 純氏



はじめに

◆いま浄化槽整備が求められる理由=>汚水処理概成

- 2026年には「汚水処理概成」が求められている。

「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（2014年1月）では、今後10年程度を目標に、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備を概ね完了すること（汚水処理概成）を目指す。

- 汚水処理概成はなぜ2026年に必要なのか。

- ・ 税収減や更新費用の増大に伴い、2026年を概ねの年限とした対策が求められている。
- ・ 地方での人口減、改築費用の増大により、経費収益率が悪化することが見込まれ、期限を設定し整備を促進する。

- 下水道だけでなく浄化槽も更新需要が高まる

- ・ 浄化槽は1970年代から2000年にかけて数多く設置され、老朽化が進んでいる。
- ・ 使用年数30年を超えるものが2020年代から増加する

- 単独処理浄化槽の基数の将来予測

- ・ 令和3年度末の単独処理浄化槽は全国で357万基数である。
- ・ これまでの単独転換は住宅の除却速度と同じであり、このまま推移すると2030年までに87万基分の更新需要が見込まれる。

1 浄化槽整備促進3つのコツ

- ◆他分野との連携、台帳の整備、協議（会）の場設置

○他分野連携によって転換機会を増やす

- ・単独転換、汲取り転換は「営業商材」。転換以外のニーズ（介護リフォーム、二世帯化、建替え、給湯器入れ替えなど）を捉えて促すことの重要性が増している。
- ・介護リフォームは健康福祉関連の組織、学校であれば教育委員会、公共施設は設備更新計画への反映などの連携が有効である。
- ・計画的な転換への働きかけが転換の促進につながる。

◆台帳を活用してターゲットを絞り込む

- ・浅く広く転換周知を行っても効果は薄い。効果の得られる対象に的を絞って対処することが重要である。
- ・地理的な絞り込みには電子化された浄化槽台帳が必須であり、地図上の表示が可能なGISを備えた台帳が望ましい。
- ・特定既存単独処理浄化槽の判定にも不可欠である。

◆協議（会）を通じて情報をアップデートする

- ・台帳整備には民間連携（保守点検・清掃情報管理）が必要である。
- ・指定検査機関を核にして情報連携体制を構築する。
- ・未普及解消には、官民・官官の方針すり合わせは必須である。

◆台帳整備や協議に取り組むことは概成後にも有意義

- ・汚水処理概成後、未普及完全解消、維持管理高度化、脱炭素化、季節浄化槽の長寿命化が課題になる。
- ・台帳整備や協議は不可欠であり、概成後を見据えた取組にも。

◆浄化槽促進事例

〈補助執行状況の開示、官民でのデータ整備を実現（埼玉県）〉

- ・単独転換の上乗せ補助や、県のウェブサイトで、事業者や住民に対して県内市町村の設置補助金の受付状況、残基数等を周知している。
- ・埼玉県浄化槽適正処理促進協議会」を設置し、データ連携に向けた協議を実施。台帳精査等に活用している。

〈事業者と連携した戸別訪問（静岡県富士市）〉：単独からの転換 400 件超/年

- ・市職員が補助や意義を説明し、事業者が具体的費用や工事方法を説明している。このことが住民の「納得感」を得ている。

※個人情報への配慮が必要（家屋特定は不利益情報であり注意が必要である。）

〈台帳を活用してレジリエンスの向上（三重県紀宝町）〉

- ・水害に関して浄化槽の設備管理情報と災害データを組み合わせ、汚泥流出状況把握や早期復旧に向けた情報提供が可能となっている。

2 福岡県で施策を打つ際のポイント

◆福岡県の現状

- ・令和3年度汚水処理人口普及率は93.9%（全国92.6%）令和4年度は94.8%
- ・汚水処理未普及人口は32万人である。
- ・汲取りからの転換が大きな課題である。

◆未普及解消に向けた地域の絞り込み

- ・筑豊・筑後地域に未普及人口が多く存在している。築 40～50 年以上の家屋が多く、汲取りが多い。

- ・地域の産業動向や総合的な方針を踏まえたアクションが求められる。

◆方策の提案 1：生産高の大きい業種との連携

- ・筑豊・筑後地域は、域内総生産に占める医療・介護など社会福祉関連事業の割合が大きい。このことから居宅介護時のリフォームに合わせた浄化槽整備など、介護・福祉サービスと連携した施策が重要である。

◆方策の提案 2：雇用情勢との連携

- ・筑豊・筑後地域は、一人当たり生産高の上昇、有効求人倍率が福岡・北九州地域を上回っていることから、雇用や質が上がってきている。

◆県民意識

- ・環境配慮に否定的な人の割合が全国に比べて少ない。

- ・商品購入意識についても環境配慮に否定的な人の割合が全国に比べて少ない。

- ・50%程度が自然豊かなところに住みたいと思っている。

- ・郊外移住希望者は全体の 40～50%程度を占める。

- ・地方居住希望者は全国より高く 40%程度ある。

- ・節水実践者は全体の 50%程度を占める。

- ・節水しようとする意識が全国より 3 ポイント程度低く 69%である。20 代女性は全国より節水意識が高い。

◆県民意識の解釈と施策の例示

- ・日常的に触れられる啓発・周知や地方居住・移住者をターゲットに周知することが浄化槽整備を円滑に実現するうえで有効ではないか。

おわりに

- 「汚水処理概成」は待ったなしである。令和の時代に求められる浄化槽の姿は、レジエンスの強化、健康福祉、脱炭素化など、生活環境保全以外の社会改題解決への貢献も求められる。

- 令和 8 年度までの期限特例があり、1.5 倍以上の設置数が必要であるが「浄化槽整備加速化事業」を活用すべきである。

- 年間必要数の把握が必要であるが、計算シートの提供は可能である。